

【所得税における寄付金控除についてのご案内】

「税額控除」と「所得控除」を選択できます。

税額控除

所得税率に関わらず所得税額から直接控除されるため、多くの方において「所得控除」に比べ、減税効果が大きくなります。

以下の数式により算出された額が「寄付金控除」として所得税から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額}_{※1} - 2,000) \times 40\% = \text{控除額}_{※2}$$

※1:年間所得金額の40%が限度

※2:控除額は、所得税額の25%が限度

所得控除

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

以下の数式により算出された額が「寄付金控除」として所得税から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額}_{※①} - 2,000) \times \text{所得税率} = \text{控除額}_{※②}$$

※①:年間所得金額の40%が限度

※②:所得税率は年間の所得金額によって異なります

<税額計算例>

例 年収 800 万円の場合 課税される所得金額 600 万円

所得税額の計算式

$$\begin{array}{rccccccc} 6,000,000 \text{ 円} & \times & 20\% & - & 427,500 \text{ 円} & = & 772,500 \text{ 円} \\ \text{課税所得金額} & & \text{所得税率} & & \text{控除額} & & \text{所得税額} \end{array}$$

税額控除の場合 香蘭女学校校舎建築資金へ 20 万円寄付した場合

$$772,500 \text{ 円} - ((20 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%) = 693,300 \text{ 円}$$

所得税額 寄附後の所得税額



還付・納税額 **79,200 円**

<実質 12 万円>

所得控除の場合 香蘭女学校校舎建築資金へ 20 万円寄付した場合

$$(6,000,000 \text{ 円} - (20 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 円})) \times 20\% - 427,500 \text{ 円} = 732,900 \text{ 円}$$

課税所得金額 所得税 控除額 寄附後の所得税額



還付・納税額 **39,600 円**

<実質 16 万円>

寄付金控除（税制優遇措置）

確定申告時に「税額控除」または「所得控除」どちらか有利な方式を選択いただけます（別紙参照）寄付金控除により還付・減免される所得税や正確な税率は、所轄の税務署にお問い合わせください

上記所得税以外に個人住民税においても寄付金税額控除対象となる場合があります。詳細は、ご住所の区市町村税務担当課にお問い合わせください。

※入学時の寄付（入学願書受付開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に入金いただいた寄付）につきましては、「入学にかかわる寄付金」とみなされ、税制上の寄付金控除の対象にはなりませんので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。